

令和6年11月22日

市民活動推進センター利用者様

市民活動推進センター所長 伊藤 葉子

コイン式複写機におけるつり銭の誤りについて

11月21日午後4時30分頃、市民活動推進センターのコイン式複写機でつり銭が誤って払い出され、未収金が発生したことが判明しましたので、ご報告いたします。

1 発生日時

令和6年11月21日（木）午前9時～午後4時30分頃

2 未収金

1,800円

3 原因

つり銭をコイン式複写機にセットする際に、100円の箇所には10円、10円の箇所には100円をセットしてしまっただけのため。

4 事実の概要

11月21日午後4時30分頃、コイン式複写機の利用者さまよりお釣りがおかしいとの申し出があり確認をしたところ、つり銭のセット誤りが判明しました。当該利用者さまに対してはお詫びをするとともに、正しいお釣りをお支払いしました。

5 当日の利用者さまへの対応

当日の複写機利用者さままで連絡先のわかる方については、正しく支払い等をするため連絡を取りお釣りの過不足について確認中です。

当該時間帯（令和6年11月21日（木）午前9時～午後4時30分頃）に本コイン式複写機を利用された利用者さまにおかれましては、お釣りの過不足について確認をさせていただきたくため、お申し出いただきますようお願いいたします。

6 再発防止

コイン式複写機内のつり銭の金種表示を分かりやすくするとともに、セットする際は、必ず職員2人以上での確認を徹底いたします。